

平成28年教育委員会第7回定例会会議録

開会日時 平成28年 7月11日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時05分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 天宮 久嘉
同職務代理 日高 芳一
委員 杉浦 容子
委員 塚本 亨
委員 大里 豊子
教育長 塩澤 雄一

議場出席委員

・教育次長	坂井 保義	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	青木 克史
・学校施設整備担当課長	長南 幸紀	・学務課長	鈴木 雄祐
・指導室長	中川 久亨	・統括指導主事	加藤 憲司
・統括指導主事	塩尻 浩	・地域教育課長	山崎 淳
・生涯学習課長	小曾根 豊	・生涯スポーツ課長	倉地 儀雄
・中央図書館長	鈴木 誠		

書 記

・企画係長 富澤 章文

開会宣言 委員長 天宮 久嘉 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 天宮 久嘉 委員 日高 芳一 委員 塩澤 雄一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 10時00分

○委員長 それでは、出席委員は定足数を満たしておりますので、平成28年教育委員会第7回定例会を開会します。

本日の会議録の署名は、私に加え、日高委員と塩澤教育長にお願いいたします。

議事に入る前に、お諮りしたいことがあります。

本日、1名の傍聴の申し出がありました。許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたしますので、傍聴人を、呼んでください。

(傍聴人入室)

○委員長 委員長から傍聴人に申し上げます。

葛飾区教育委員会傍聴規則により、傍聴等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

1、傍聴人は委員会の中では発言できません。2、傍聴人は静粛を旨とし、委員の言動に対し、拍手など賛否を表するようなことはおやめください。3、傍聴人は、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。なお、携帯電話の電源はお切りください。4、傍聴人は、その他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人に、これらの規則等に反する行為があった場合は、退席していただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に入ります。

本日は、議案等はありませんので、報告事項等「1 学校案内の変更について」説明をお願いします。

学務課長。

○学務課長 それでは、報告事項等「1 学校案内の変更について」、ご説明させていただきます。

まず、1の「経緯」でございますが、学校案内につきましては、主に区立小・中学校の入学対象者に学校選択の際などに利用する各学校の情報に加えまして、入学する際の手続の流れ、それから注意事項等を周知するために、毎年発行してまいりました。

しかしながら、既にご承知のとおりですが、平成28年度の入学者より、学校選択制から、通学区域校への入学を原則とした就学手続へ変更してございます。

こうしたことから、学校案内の内容につきまして、次のとおり変更を行うものでございます。

2の「主な変更点」でございます。左側が現行として、平成27年度実績、右側が変更後というところで、表にまとめてございます。

まず、表の上段、印刷内容及び部数でございますが、現行につきましては、「小学校案内」と「中学校案内」をそれぞれ、約4,000部作成してございます。

案内の構成といたしましては、総ページが約70ページ、そのうち、小・中共通してございませ、入学に係る手続関係を掲載したページにつきましては、それぞれ約20ページ。残りのページが、各学校の情報を掲載したページとなっております。

それから、表下段、配布先といたしましては、現行、小・中それぞれの入学対象者に加えまして、閲覧用として、区立の小・中学校、幼稚園に加えまして、図書館、それから区民事務所といった区の施設としてございます。

それが右側、今後につきましては、まず、入学手続に関する説明を記載しておりました小・中共通の部分、「小・中学校入学手続き」といたしまして、別冊子を作成し、7,800部ということで、各対象者への配布、それから、また閲覧用としてまいりたいと考えてございます。

一方、冒頭申し上げましたとおり、今年度から就学手続を変更してございます。指定校変更の制度というのはまだございますけれども、まずは学校選択することを前提としていないということで、小・中学校の情報を掲載したページにつきましては、今年度の作成分から、「葛飾区立小・中学校案内」といたしまして、小・中学校の情報の部分をまとめた上で、閲覧用といたしまして、記載の施設等に配布をしていきたいと考えてございます。

なお、各学校の情報につきましては、各入学対象者のお手元には行かないわけでございますけれども、この点に関しまして、この案内を各施設等で閲覧していただくほか、入学手続、各対象者に配布する「小・中学校入学手続き」のほうに、さらに各学校の情報を得るための方法といたしまして、学校公開ですとか、学校行事の日程を記載していくとともに、区のホームページ、それからまた、各学校のホームページを閲覧していただくことで、情報が得られるということ記載していく予定でございます。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

大里委員。

○大里委員 確認なのですが、小・中学校案内を欲しいという問い合わせがあっても、さしあげるといことはしないで、こちらの場所に閲覧用がありますというふうに案内するというところでよろしいですか。

○委員長 学務課長、お願いします。

○学務課長 原則といたしましては、閲覧のほうでご対応をということでお話しをしていこうかと考えてございます。

○大里委員 わかりました。

○委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

杉浦委員。

○杉浦委員 大里委員がご質問されておりましたが、例えば、貸与、お貸しするということができないのですか。その場で見るというのではなく、お貸しして、返却していただくということは可能なのですか。

○委員長 学務課長。

○学務課長 お貸しするということが、返却ということも伴うと思うのですが、閲覧の場所が、図書館ですとか、サービスコーナーというところもございまして、必要に応じてコピー等もとれるような形もあります。それからまた、インターネット環境があるところに限りませんが、ホームページで打ち出し等もできるということで、基本的にはそういった対応をお願いしたいと思っております。

○委員長 杉浦委員。

○杉浦委員 といいますのは、例えばご家族で、保護者、祖父、祖母様が、お子さんと一緒に見られて、そこでお考えになるということもあると思います。

もちろん、インターネットの設備が家庭内に整備されている方や、区の施設に家族で行かれるという状況にある方はいいと思いますが、そうではない方にも対応できる方法として考えていただきたいと思っております。

今回、変更されたということは、保護者、児童・生徒のニーズによりそった方法に変更されたと私は認識しております。きちんと周知され、利用者に利用しやすい、見てわかりやすい、そういったものでお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長 学務課長、お願いします。

○学務課長 貸与の件、その他、ご希望、ご要望等につきましては、また、個別にご連絡等をお願いしたときに、その都度対応してまいりたいと考えてございます。

また、今回は学校案内の変更ということなのですが、就学手続自体の内容につきましても、区民の皆さんのいろいろな声を取り入れながら、制度をよりよいものにしていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○委員長 塚本委員。

○塚本委員 学務課長から既にお答えいただいたのですが、28年度からこういう方向が出たということで、いわゆる変更の手続も、指定校変更の基準ABCでしたか、それは現行の生きたままで、デリバリーするということが、手続上、学区は原則なのですが、同じような視点で案内されるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長 学務課長。

○学務課長 今回、29年度の新入学の対象者につきましては、就学手続の変更の基準、指定校

変更の基準については、今のところ今年度と同じような形にさせていただきたいと考えております。

○塚本委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項等「2 平成 28 年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状贈呈について」、説明をよろしくお願いいたします。

地域教育課長、お願いします。

○地域教育課長 それでは、「平成 28 年度葛飾区立学校支援団体・個人に対する感謝状贈呈について」につきまして、お手元に配付してございます資料に基づき、ご説明を申し上げます。

資料のご説明に入る前に、本事業の概要について、若干口頭にて、補足説明をさせていただきます。

本事業は、3年間以上継続して葛飾区立幼稚園、小学校並びに中学校の運営に積極的な支援を行い、その行動が顕著である団体及び個人に対し、感謝状を贈呈することによりまして、学校支援活動のさらなる進展を図ることを目的といたしまして、平成 26 年度から実施要綱を根拠といたしまして開始をしたものでございます。

感謝状贈呈の対象となる団体及び個人につきましては、これから申し上げます3点全ての要件を満たすものとしてございます。

1点目は、次に申し上げる三つの活動いずれかを無償で実施していることとございます。一つ、学校教育支援活動、二つ、学校環境整備活動、三つ、学校安全支援活動でございます。

2点目の要件でございますが、活動を継続的に実施している期間が3年以上であることとございます。

3点目の要件でございますが、活動頻度が週1回、または年40回以上であることとございます。

それでは、資料に基づくご説明に移らせていただきます。

「1 被贈呈者決定までの経緯」でございます。

平成 28 年度の感謝状の贈呈につきましては、本年 5 月 2 日付で、各園長及び学校長宛てに、候補の推薦を依頼いたしました。その結果、22 候補の推薦がございまして、実施要綱に基づき審査した結果、全ての候補を感謝状の被贈呈者と決定いたしましたところでございます。

「2 支援活動内訳」でございます。

先ほど申し上げました要件の一つでございます、三つの活動ごとの団体・個人別の内訳は、記載の表のとおりとなっております。

3の被贈呈者でございます。

こちらは、添付してございます別紙をごらんください。表の左側から、学校名、団体名また

は個人名、対象となる活動、活動の内容を記載してございます。

1枚目にお戻りいただきまして、「4 感謝状の贈呈式」でございます。

今年度は、記載の日時及び場所におきまして、贈呈式を実施いたす予定としてございます。

最後になりますが、このたびの被贈呈者の方々を含めまして、毎日ご労苦をいとわず、子どもたちのためにご尽力をいただいております、多くの地域の皆様方に対し、心より感謝を申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問または意見等ございましたらお願いいたします。

杉浦委員。

○杉浦委員 ありがとうございます。

昨年同様、今年も図書ボランティア、読み聞かせ、おはなし会など、大変多くの学校、また、学校応援団等がかかわっていただいて、うれしく思います。

今回、新たに、中学校の農園部における指導と支援、学校菖蒲園における菖蒲の栽培指導。小学校の稲作指導、苗の提供。本当に葛飾ならではの地域の方々の子どもたちのためという熱い思いを感じます。

このほかにも、登校時の見守り、学校地域の清掃環境整備等、地域の方々が学校に対し、支援していただくということ、本当にうれしいことだと思います。

ありがとうございました。

○委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項等3、「『放課後子ども総合プラン』モデル4校における取組みについて」、説明をよろしくお願いいたします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、「『放課後子ども総合プラン』モデル4校における取組みについて」につきまして、お手元に配付してございます資料に基づきご説明をさせていただきます。

1ページの上段でございます。

本区におきます「放課後子ども総合プラン」の推進に当たりましては、学童保育クラブ事業と放課後子ども教室、本区におきましては、わくわくチャレンジ広場事業でございますが、これらの一体的実施又は連携実施によりまして、全ての児童と一緒にプログラムに参加できるよう、今年度は、記載の小学校4校において取り組むこととしてございます。

3行目の「一体的実施」の、「一体的」の言葉の用語の定義でございますが、学童とわくチャレンジの双方の児童が、同一の小学校内の活動場所におきまして、共通プログラムに参加できることとされてございます。

「連携実施」の、「連携」の用語の定義でございます。こちらにつきましては、学童とわくチャレの活動場所の少なくとも一方が、小学校以外の場所にあつて、つまり、学童が小学校の外にあつて、わくチャレの活動場所において、共通プログラムに参加できることとされてございます。

現在、モデル4校におきまして、二学期からの事業実施に向けまして、関係者が実施内容について調整を進めているところでございます。

こうした中で、二学期からの事業を円滑に実施できるよう、「放課後子ども総合プラン」の一環といたしまして、関係機関等のご協力をいただき、また、子育て支援部と連携をいたしまして、「夏季一時学童保育」を実施することといたしましたものでございます。

記書きの1の「実施校等」につきましては、表のとおりでございます。この4校のうち、学校の外に、敷地の外に学童があるのが、柴原小学校。他の3校は、学校敷地内に学童が設置されてございます。

2の「実施内容」でございます。

(1)の対象児童は、4校の全学年の児童。(2)の期間でございます。7月21日から8月31日までの、日曜日と祝日を除く日でございます。(3)の時間は、原則として午前8時30分から午後6時でございます。

裏面の2ページの(4)使用料は6,000円で、別途、間食費及び教材費が必要となります。

(5)のその他でございます。

「放課後子ども総合プラン」の一環として実施することから、指導場所は、各学童施設のほか、各校のわくチャレメインルーム、校庭及び体育館等を活用いたします。また、実施体制につきましては、各学童職員の配置に加え、わくチャレ児童指導サポーターを加えた体制といたします。

3の「周知方法」でございますが、7月4日及び5日に、各校におきまして、保護者の皆様宛てに入会児童の募集チラシを配布させていただいてございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

杉浦委員。

○杉浦委員 ありがとうございます。

夏季休業期間に学童保育クラブとわくチャレをとということの説明でございましたが、これは今の保護者のニーズに寄り添っていると思います。子どものために、このような取組みを、教育委員会で実施してくださるといふことは、大変うれしく思います。

この中で、気になる点ですが、南綾瀬小学校、木根川、北野は学校内、敷地内ということ。

それから社会福祉法人は、4校ともしっかりしている社会福祉法人である学童クラブであるということです。その責任の所管がまず1点。

またもう一点は、ご父兄に案内のしおりなどを渡しているわけですが、そのときに、きちんと保護者との取り決めを募集時にしておく必要があると思います。中には、保護者は軽く、お仕事もあるから、助かるというような安易な気持ちでは、私は困ると思うのです。

親御さんもしっかりと責任を伴うように、募集のときに面接をすとか、要綱を整備するなど、対応できるように、区としても、保護者側も責任がありますので、事前の取組みをしっかりとしてほしいと思います。

また、子どもの保険はもちろん加入されると思いますが、夏でするので明るいとは思いますが、想定外の事故等もありますので、子どもたちの安全ということを考えて取組みをしていただきたいと思います。

この取組みを始めてくださったということには、本当に感謝しています。よろしく願いいたします。

○委員長 地域教育課長。

○地域教育課長 まず、1点目の責任の所在でございますけれども、こちらにつきましては、おのおのの社会福祉法人が、きちんと指導員を配置した上で、子どもの保育に当たるということでございます。

入会手を踏みまして、学童に入会するということについては、通常入会と変わりませんので、社会福祉法人の責任において、保育がなされるということでございます。

2点目の、保護者との取り決めということでございますけれども、こちらにつきましても、応募数につきましては、若干名ということで、今、応募の手続を取らせていただいておりますけれども、4月1日付で入会される児童と同じように、保護者の方の状況につきまして、入会審査を行って、入会の判断をするところでございます。

3点目の、児童が帰宅するときの対応ということでございますけれども、こちらにつきましても、通常の学童と同じように、保護者が迎えに来る場合と、一人で帰宅する場合と、通常の学童と同じ形態をとることとしてございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

杉浦委員。

○杉浦委員 夏休み期間ということですから、学校で夏休みもわくチャレをやってくさっている学校もあります。お子さまが無事故で帰宅できるよう、よろしくお願いいたします。

次の報告事項等にありますが、社会教育委員の提言の中に、わくチャレの方々、学童クラブの先生方が、学び合う関係を深めることで、生きづらさを抱える子ども・家族を励ますことにつ

ながら、高みからの指導ということは、決して子どもたちの家族とか、生きづらさを抱える子どもたちに励ますことにならないと。

これは、大事な視点ですので、この点をよろしく願いいたします。

社会教育委員の提言の15ページの下の方に記載がありますので、法人にもよくお伝えしていただいて、子どもたちが本当によかったと思えるような、この夏休み期間にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長 日高委員、お願いします。

○日高委員 ありがとうございます。

4校でモデル的にやるわけですね。これは他の学校への影響が大きいと思うのです。

ですから、先ほど、杉浦委員もおっしゃいましたように、やはり準備というのは周到に行っていて、そして、より効果的な対策事業にさせていただくとありがたいと思っております。ましてや夏休みの期間、これだけかけて実施するわけですから、ぜひ成功に導いていただきたいですね。

特に、わくチャレと学童という性格の違い、責任の所在が違う。こういうときこそ融合して、有機的に機能させる方法をぜひ導き出してほしいのです。

どこが責任を強く持って、そして、今後、これが、どういう広がりを持つのか。他の学校に大きく影響しますし、そうしたモデル事業ですから、着実に子どもの安全を確保しながらやっていただきたいとお願いしたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

大里委員、お願いします。

○大里委員 私も、この夏季一時学童保育は、需要が非常に多いと思っております。今回、どれくらい申し込みがあるかということが、今後の指標になっていくと思っております。

それから、今、学童保育は土曜日にも実施されておまして、わくチャレも学校によっては土曜日実施している学校もあるのですが、サービス業に就いていらっしゃる保護者も非常に多いので、この先、日曜日、祝日の需要もあるのかどうかというところも、これからの課題になるところかなと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、報告事項等「4 第10期葛飾区社会教育委員の会議の提言について」説明をお願いいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 それでは、報告事項等「4 第10期葛飾区社会教育委員の会議の提言について」、ご報告をさせていただきます。

第10期の社会教育委員の会議におきましては、昨年度から、「寄り添う学習支援と中高生の社会的居場所づくり」というテーマについて協議をしまして、このたび協議が整いまして、去る6月24日教育委員会宛てに提言として提出されましたので、ご報告するものでございます。

提言につきましては、別添のホチキスどめのものになりますので、「子どもの生きづらさを乗り越えて」とサブタイトルがついております資料をごらんください。

まず、提言提出の時期でございます。従前ですと、社会教育委員の会議の提言につきましては、その任期の終わりごろの2年目の年度末ごろに提出されておりましたけれども、今期は半年以上早いこの時期の提言の提出となりました。

その思いというのは、表紙から3枚めくっていただいた本編の1ページ、「はじめに」の後ろから2段落目の部分、「任期の残りの期間を使って提言を普及し、賛同いただける方が取組みを始められるのを見届けたい」、それから終わりのほう、本編最後17ページの「おわりに」の冒頭の段落部分、「残りの任期中に、提言に盛り込んだことが、区内で少しでも芽が出るような働きかけを行っていきたい」というところに集約をされております。

こうした社会教育委員の皆さんの強い思いにつきましても、受けとめていただければと思っております。

それでは、提言の概要でございます。2ページにお戻りいただきまして、2ページから3ページ目のところでございます。

第1章、「子ども・子育てと生涯学習」でございます。

(1)の子どもの生きづらさと子育ての困難として、貧困が進学や学習意欲に影響を与え、深刻な問題になっているという現状を示しています。

(2)の「子ども・子育てをめぐる葛飾の状況」として、子どもの生きづらさと子育ての困難性にかかわる本区の状況をデータで示しているところでございます。

続きまして4ページから10ページまでの第2章「葛飾の現状と課題」では、(1)の「子どもの生きづらさにかかわる行政施策」として、中高生の居場所事業やかつしか区民大学での講座、さらには、今年度から区立中学校12校で基礎学力定着講座として開始する学習支援事業といったものを本区の行政施策として示しています。

また、(2)の「子どもの生きづらさにかかわる市民活動」としましては、次世代育成支援団体ハーフタイムですとか、区立葛美中の夜間補充教室がんばらナイトなどの本区において区民の方たちが主体となって実施しております学習支援ですとか、青少年支援の取組みについてと、それらをつなぐネットワークについて示しています。

続きまして11ページから13ページまでになります。

第3章「子どもの生きづらさに応える取組み」のところでは、本区以外でも子どもの生きづ

らさにかかわる行政施策ですとか、市民活動が行われている現状の中、そうした各地の先進的な取り組み事例を踏まえて、食事や居場所の提供から学習及び就労支援に至るまで、それぞれの特徴を七つに整理しております。

最初の「子ども食堂」では、単に夕食を提供するだけでなく、他者とつながる起点となる。

「居場所・フリースペース」では、学校に行けない、行かない子どもが「この場にいてもいいんだ」と思える居場所が社会への接点となり得る。

「トワイライトステイ」では、食事や居場所の提供に加えて、入浴や家庭学習の支援までを含んだ包括的な学習・生活支援として行われている。

「学習支援」では、小・中学校の授業の補習と高校受験への対策を中心に取り組まれているが、高校中退防止のための高校生の学習支援という新たな課題も生じている。

「学び直しの相談・支援」では、就労等のための高卒資格認定に向けた学び直しの相談や支援に加え、いわゆる形式卒業者の夜間中学への再入学に向けた学び直しの相談や支援も必要になっている。

「就労支援・インターンシップ」では、社会的経験が乏しい者が継続して仕事をするためには、その前段階で就労支援を行う者が伴走者として寄り添いながら働くインターンシップの取り組みが励みとなっており、そうした経験を積める場の確保が必要である。

最後の「財政上の裏付け」では、これらの取り組みを行うために寄附金等の善意に基づくのは限界があり、公費による財政上の裏づけが必要であるとしております。

そして、これらの取り組みにつきましては、多様性の確保が重要であり、決して二つ目の学校のようなものになってはならないという形で結んでおります。

最後に、14 ページから 16 ページまででございますけれども、第 4 章「子ども・家庭サポートネットワークづくり」でございます。

本提言の中心となるこの章では、(1) として「切れ目のないサポートネットワーク」、(2) として「学びあう関係を深めることと生涯学習の役割」、(3) として「推進体制づくり」という三つの項目について今後の方向性等を示しております。

(1) の「切れ目のないサポートネットワーク」では、行政は志のある住民が見過ごせないと思う課題に取り組むことを後押しし、子ども・家庭をサポートするネットワークを地域の中につくり、切れ目のないサポートができるようにしなければならないとし、そのための視点として、行政からの適切な支援の必要性。子どもと家族の課題を発見し、必要な活動へと順次つなげていくコーディネートの必要性、自己肯定感を感じ、生き方の多様性に気づくことのできる機会の必要性を挙げております。

(2) の「学びあう関係を深めることと生涯学習の役割」では、子ども・家庭サポートネットワークをつくる上では、活動の中に学びあう関係を深める教育機能をもたせることが重要で、

子どもだけではなく、かかわる大人もこの学びの関係の中に入ることが必要であるとしております。

(3)の「推進体制づくり」では、子どもの生きづらさの背景とその支援は複雑なため、教育や福祉、市民活動、地域づくりの部署を中心にしながら、全庁横断的な推進体制をつくり、そこに学びあう関係をつくる必要があるとし、学びあう関係がない実践は、関係性に広がりがなく、人や社会を信頼して人生を切り拓く力を育むことや、困難を抱える人を支える地域ネットワークづくりにつながらないものであるとしております。また、さまざまな実践の中に、学びあう関係を育むために、生涯学習課が大きな役割を果たす必要があるとも言及しております。

なお、18ページ目以降は資料編となりますので、参考にしていただければと思っております。

こうした提言を受けまして、私どもといたしましては、これまでの取組み等を踏まえながら、生涯学習課として、1回、このままにまず着手をして、その上で中・長期的と申しますか、他の部局も巻き込んで、課題への対応していかなければと考えているところでございます。

具体的には、来年度平成29年度の区の予算編成に向けて、生涯学習課としてどのようなことができるのかといった検討から始ることになろうかと思っております。

いずれにいたしましても、17ページの「おわりに」の後半部分で示されております「複数の行政部局の連携が求められる結果、意欲的な区民を支えるという行政の課題が行政の谷間に落ち込んで、結果的に区民の善意のみで行われるという、この提言で記されております懸念が現実のものとならないように心して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、この提案は冊子にしまして、後日、関係各位に配付する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

杉浦委員、お願いします。

○杉浦委員 ありがとうございます。今回の社会教育委員の方々の提言は、本当にしっかりと現場を熟知した上でのご提言と思います。大変感謝しております。

提言の中には、細かく現状をきちんと把握し、また委員の中には、現にご自分がNPO法人に所属され、活動している方もおります。

私もまだこの資料をいただいて、読み切っているわけでもございませんので、もっと深く勉強していかなければいけないなと思っております。

この現状を踏まえ、今、子どもたちに何が必要なのか。子どもの貧困、子ども食堂。新聞報道・テレビ報道もされますが、葛飾区の現状もこの中にございました。児童育成手当の受給者が7,374人。就学援助認定者が中学生の3割という現実があります。しっかりと教育委員会と

しても支援していかなければいけないと思いました。

また、課長さんからもお話がございましたが、まず財政上の面、それから行政の横断的な絡みで、そういうことも今回は生涯学習が主となって、子ども支援、福祉厚生と連携をとって進めているということは、私はその熱意と努力に感謝しています。

15 ページですが、このような子どもとか家庭サポートのネットワークをつくる上で重要なことは、活動の中に学びあう関係を深める教育機能を持たせることといわれています。

私は大事な点だと思います。学びあう関係のない中での支援は高みからの指導をすることになり、生きづらさを抱える子どもと家族を励ますことにはつながらない。私もボランティアにかかわっていますが、このことが一番重要な視点とっております。

子どもが安心して人や社会にかかわることができるようにすることが必要です。その中には、学習支援、子ども食堂、日中の居場所など、そういったところに一生懸命ボランティアの方が入っていただいておりますが、この1点というのは絶対に避けては通れない点だと思いますので、よろしく願いいたします。

社会教育、生涯学習は単に学校教育以外の大人の学習活動をつくってきたのではなく、子ども、若者の生き方と学校を含む教育のあり方全体を見つめてきた。私は、本当に生涯学習課の今までやってきたことが間違いなく、これからの視点の一つだと思います。ぜひ今後ともつながっていただきたいと思います。

今回は、全庁横断的な推進体制をつくる必要があると提言されておりますが、今、その体制をつくりつつ進めていると認識しております。今後、生涯学習課が大きな役割を果たす必要があるとこの提言の中にも話されております。今後とも大変ご苦勞があらうかと思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長 生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長 いろいろとありがとうございました。子ども食堂の件は、昨年、区民大学の講座をやりましたが、基礎編をやりましたら非常に反響が多くて、本年度、実践編ということで実施したものでございます。その中でいろいろな関係のところ、杉浦委員からもお話がございましたように、今、三つ立ち上がったという状況は伺っております。四つ目も準備をしているというお話も聞いております。

また、生涯学習課の役割ということでお話がございました。社会教育委員の会議の中でも、そこが強調されていまして、所管課の確認機能も必要なのではないかとといったようなお話もあったのですが、現実的にどういうことができるのかというのは、これからかなと思っております。そういうことを念頭に置きながら対応を考えていきたいと思っております。

もちろん役割分担がありますので、その中でどういうふうにかかわっていくかというのは、それぞれと相談しながらかと思っております。

それから、学びあう関係のお話も再三ございましたけれども、ここはやはり社会教育委員の方が非常に強調していたところがございます、こういうものがないと、なかなか管理指導するだけ、食事を提供するだけになってしまうので、やはりそういう意味でも教育の部分、生涯学習の部分なのではないかというお話もあるところですから、その辺もあわせて十分に受けとめていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

塚本委員。

○塚本委員 先ほど、杉浦委員が多くを語っていただいたので、私は簡単なことだけでも。

まず、この提言をいただいたことは非常に素晴らしいことだと思いますし、特に教育委員会所管で行っていますので、葛飾の教育行政の中で既に成就している部分、あるいは着実に進行している部分もあろうと思いますけれども、また、この提言を受けたものを、さらに推し進めていただきたい。これが1点お願いです。

特に先ほど杉浦委員もおっしゃった、子どもたちの個食でしょうか。それから朝ご飯の問題等々で、やはりその根底なのは家庭の絆というのでしょうか、そこがまずコアになってきますので、そういった意味では当委員会といたしましても、いわゆる義務教育の中で生き抜く力を、幼小中連携の中で当委員会の使命として、当然、これも横軸の中で見て、例えば「がんばらナイト」ですとか、既に実績をおつくりになっているところもございます。それだけではなく、ほかの部課等を巻き込んだ中で、一つの提言を絵に描いた餅にしてしまっただけではいけません。

さらに、既に成就しているものはさらに切れ目のないサポートと、ネットワークをみんなで援護射撃をしていきながら、修正していくようにぜひお願いしたいと思います。

○委員長 大里委員。

○大里委員 この提言を読みまして、前回の教育委員会でありました学習意識調査の結果を思い出しました。朝食をとっていない子どもが一定数いるということで、それは例えば、家の人を用意しているのに時間がなくて食べないのか、あるいは家の人の方が忙しくて用意できていないのか、または経済的な理由があるのかというところが気になることです。

その経済的な理由ということであれば、それは早急に何とかできないものか。またその経済的な理由で進学を諦めるお子さんや、学習についていけずに中退するというような例は、本当に早急に何とかしなくてはいけない問題だと思いますので、具体的に何ができるかというのが、限られた予算の中でこれから考えなくてはいけないことだと思いました。

本当に、今、私立大学の学費も高くて、日本学生支援機構の奨学金だけではとても払えないのです。給付型の奨学金というのが、本当に大事だと思います。

○委員長 ありがとうございます。

確かに、子どもの生きづらさという文言は、ちょっとショッキングな言葉でしたけれども、現在、全国的に成人後も引きこもりになったり、または自殺者が増加したりということがありますので、それを防止する意味でも大変意義があるテーマではないかなと思っております。

日高委員。

○日高委員 貴重な提言だと思います。ただ、これを区民にどう周知していくのかというのは大変大事なことで、非常に現状が見えてきているところです。現状の認識をしっかりとされていますから、こういう中で、かかわる場所、事業をどこでやるのか。何をというのとは後でいいのです。例えば、ここで学び交流館となっていますね。交流館の場所を使って、いつの時間帯に、そしてどういう活動、ここにたくさん活動の事例が出ています。まして、一番後ろには他区の活動なども視察をされていますから、本区でどういうことができるのかなということを、もっと具体化されると非常に充実してくるのではないかと思います。

そして、やはり予算の確保というのは、必ず逃げて通れない。事業を興すということは、行政の役割として予算を明確にしないといけないと思うのです。だから、それをどう確保するかということ、やはりこの提言にあわせてお考えいただくと内容が見えてくるのではないかと。逆にいうと、区民にも周知しやすいという意味になりますので、そのあたりをぜひ参考いただければありがたいと思います。

○委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 ありがとうございます。

日高委員から区民への周知というお話がございました。先ほど、この早い時期に提言というところでお話をしましたけれども、社会教育委員の皆さんからも普及活動をやっていきたいというお話をいただいております。具体的に、内容はこれから詰めるのですけれども、11月の頭に、場所は金町地区センターを予定しておりますが、シンポジウムみたいなものを作って、具体的に取組みをしている人などの声も聞きながら、裾野を広げていけるような取組みができないか、あるいは年度末に向けて、さらに同じようなことでもう少しそういったものをできないかといった検討をしているところでございます。

また、区内関係団体に、例えば校長会ですとか、青少年委員会とか、そういったところへ私が出て行って説明するというのもあるのではないかなと思っておりますので、その方向も考えていきたいと思っております。予算の話につきましては、先ほど説明させていただいたように、何をどうするかというのは、一度に全部はできないと思うのですけれども、まずは来年、何が手をつけられるのかということを考えていきたいと思っております。

以上です。

○日高委員 よろしくお願ひします。

○委員長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項等「5 リオデジャネイロ 2016 オリンピック競技大会『パブリック・ビューイング』の実施について」説明をよろしくお願いいたします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、報告事項等「5 リオデジャネイロ 2016 オリンピック競技大会『パブリック・ビューイング』の実施について」ご説明させていただきます。

「1 目的」でございます。ロンドンオリンピック 2012 大会に続き、リオデジャネイロオリンピック 2016 大会へと 2 大会連続でオリンピック競技大会への出場が決定しております渡部香生子選手を葛飾区全体で応援する機会と場所を提供することで「観るスポーツ」を通じた区民の元気と活力の促進に寄与するとともに、来る東京 2020 大会開催に向けた機運の高揚を図るものでございます。

「2 実施日時」でございます。

(1) といたしまして、競泳女子平泳ぎ 100 メートルでは、準決勝を 8 月 8 日月曜日午前 10 時から午後 0 時 15 分まで。決勝に進出した際には、翌 9 日火曜日の午前 10 時から午後 0 時まで。

続きまして、(2) といたしまして、競泳女子平泳ぎ 200 メートル。こちらは準決勝が 8 月 11 日木曜日、山の日の祝日になります。午前 10 時から午後 0 時 25 分まで。決勝に進んだ際には、翌 12 日金曜日午前 10 時から午前 11 時 55 分まで。

(3) といたしまして、競泳女子 4×100 メートルメドレーリレー。こちらのほうは、決勝を 8 月 14 日日曜日午前 10 時から午前 11 時 40 分まで実施する予定でございます。なお、放送の時間により若干の変更の可能性もございます。

「3 実施会場」につきましては、総合スポーツセンターエイトホールで実施いたします。

「4 受入予定数」でございますが、各回約 600 人を予定してございます。そのほか、子ども応援席といたしまして、ビニールシートの敷席を準備する予定でございます。

「5 周知方」法につきましては、区ホームページ「スポーツかつしか」(7 月 15 日号)のほか、事業周知用のポスターやチラシなどを活用して、広く区民に周知してまいりたいと考えてございます。

裏面をごらんください。

「6 無料シャトルバスの運行」でございます。主要な区内遠方拠点からの参観者に対して、日時に合わせた無料シャトルバスを運行する予定でございます。別紙といたしまして運行予定表をおつけしております。お手元の資料のほうには、運行会社と調整中と記載してございますが、本日、朝の段階では、運行予定が既に決定をしております、7 月 15 日号の「スポーツかつしか」のほうに運行のスケジュールも掲載する予定でございます。

次に、「7 開催中止」でございます。準決勝または決勝に進出できなかった種目につきましては、パブリック・ビューイングを中止させていただきます。中止の周知につきましては、ホームページ、フェイスブック、ツイッター、かつしかFM放送などから事前に周知をしてみたいと考えてございます。

「8 その他」といたしましては、実施日には、かつしかFMや、地域スポーツクラブなどと協働して応援を盛り上げていきたいと考えてございます。

また、来場者には、特製の応援マフラータオル、うちわを配布する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これは大変明るい話題ですけれども、委員の皆さん、ご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項等「6 葛飾赤十字産院の移転建替えに関する基本協定の締結とこれに伴う新宿図書センターの図書館機能の確保について」の説明をよろしくお願いいたします。

中央図書館長、お願いします。

○中央図書館長 報告事項等6についてご説明いたします。

「葛飾赤十字産院の移転建替えに関する基本協定の締結とこれに伴う新宿図書センターの図書館機能の確保について」でございます。

まず、「趣旨」でございます。

区と葛飾赤十字産院は、平成28年1月29日に移転建替えの円滑な実現に向けて相互協力を図ることに合意し、移転建替えに関する基本的な事項を定めた協定を締結する予定でございます。

葛飾赤十字産院の移転建替えに伴い、図書館の整備に関する協定内容を報告するものでございます。

次に、「経緯」でございます。

区では、これまで葛飾赤十字産院の施設・設備の変更に当たり、更新の手法や支援の方向性について検討を行ってきたところでございますが、葛飾赤十字産院から移転先としての区内の公有地を活用してほしいとの正式な支援の依頼が区に寄せられたことから、新宿図書センター・道路補修課敷地を移転先候補地として決定いたしました。

なお、新宿図書センター・道路補修課の現在の機能等につきましては、必要な部分の代替方法等を確保していくことにいたしました。

次に、基本協定の（案）でございます。

別紙ということで、4ページにわたり添付をさせていただきます。

第1条の目的からその他の事項が第21条までで構成されてございます。

表紙にお戻りいただければと思います。

この基本協定におきまして、次の4で図書館にかかわります協定内容を抜粋してございます。

区立図書館の整備でございます。第12条、赤十字産院は、新病院内の1階に区立の図書館の設置のために250平方メートル程度を確保し、その躯体を整備するものとする。なお、図書館の内装の整備及び運営は区が行うものとする。

2 区及び赤十字産院は、第1項の施設整備を及び運営について、事前に協議するものとする。

3 区及び赤十字産院は、図書館の設置について、建物賃貸借契約を前提に協議を行うものとする。

4 区は、図書館を平成32年度以降の赤十字産院と協議して定める日に開設するものとする。裏を見てください。

「5 締結予定時期」でございます。

平成28年7月下旬を予定してございます。

次に、「6 工事期間中における図書館機能の確保」についてでございます。

新宿図書センターの廃止から新病院内図書館の開設に至るまでの間につきまして、図書館機能にかかる区民の利便性を極力確保していくため、近隣の公共施設を活用して、貸出返却等のカウンターを設置することで検討していく予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見ございますでしょうか。

杉浦委員。

○杉浦委員 ありがとうございます。

新病院の中での図書館ということで、新しい感覚の図書館施設になると思います。図書の内容はもちろんお考えになってくださっていると思いますが、女性の周産期はもちろん、女性の生涯にかかわる身体のこと、病気のこと、「闘病日記」、子育て、難病、障害等の資料本、保育所関係、育児、就学前までの教育等々の資料、参考本等々、集約していただいて、今までにない特色ある図書館にしていきたいと思います。

以上です。

○委員長 中央図書館長。

○中央図書館長 杉浦委員からご希望のございました特色ある図書館ということで、日赤産院の中に設置する図書館でございますので、やはり病気に関すること、もしくは子育てに関することなどを重点的に検討してまいりたいと思っております。コンセプトといたしましては、安全安心、このようなことを考えておりまして、また、小さいけれども機能的で便利な図書館

にしていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

塚本委員。

○塚本委員 杉浦委員がくしくもおっしゃったのは非常にいいことだと思うのですが、蔵書数の規模というのでしょうか、概略、どの程度の規模でどのぐらいの蔵書を予定しているのか、お教え願いますか。

○委員長 中央図書館長。お願いします。

○中央図書館長 250 平方メートル程度ということでございまして、3 万冊から 3 万 5,000 冊程度になると思います。

○委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告事項等 6 件につきましては終了とさせていただきます。ここで各委員からご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、「その他」の事項に入ります。

庶務課長、一括して説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、私のほうから「その他」の案件について説明させていただきます。

まずは、本日は 1 の資料配付ですが、ございません。

次に 2 の出席依頼でございます。9 月 20 日火曜日午後 3 時から、男女平等推進センターにおいて、学校支援及び放課後子ども事業感謝状贈呈式を行います。こちらについては、委員長の出席をお願いいたします。

裏面にいきまして、3、次回以降の教育委員会の予定が載っております。こちらのほうをあわせてごらんおきください。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、これをもちまして、平成 28 年教育委員会第 7 回定例会を閉会とさせていただきます。

どうもお疲れさまでした。

閉会時刻 11 時 05 分